

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内 1 番 1 号  
北九州市役所

## 目 次

規 則	ページ
○ 北九州市母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則【子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課】	1 8 3 1
○ 北九州市区役所等事務分掌規則及び北九州市職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則【総務企画局人事部人事課】	1 8 3 2
○ 北九州市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則【総務企画局総務部文書館】	1 8 3 3
○ 北九州市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則【市民文化スポーツ局市民部区政課】	1 8 3 5
○ 山九交通遺児奨学金給与規則の一部を改正する規則【市民文化スポーツ局安全・安心部安全・安心課】	1 8 3 7

## 告 示

○ 障害者自立支援法による育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】	1 8 3 8
○ 障害者自立支援法による育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの指定の辞退の届出【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】	1 8 3 9
○ 北九州市立黒崎文化ホールにおける使用料の徴収事務の委託【市民文化スポーツ局文化スポーツ部文化政策課】	1 8 4 0

## 公 告

○ 委託契約に係る一般競争入札の公告【財政局税務部固定資産税課】	1 8 4 1
○ 特定調達契約の落札者の決定【教育委員会事務局総務部施設課】	1 8 4 4
○ 特定調達契約の落札者の決定【保健福祉局総合保健福祉センター管理課】	1 8 4 5

## 上下水道局

○ 排水設備指定工事店の指定【上下水道局下水道部下水道計画課】	1 8 4 6
---------------------------------	---------

○ 給水装置工事事業者の指定【上下水道局給水部配水管理課】

1 8 4 7

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

外国人登録法の廃止に伴い、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けの申請に係る提出書類を改めることにしました。

この規則は、平成24年7月9日から施行することにしました。

### ◇北九州市区役所等事務分掌規則及び北九州市職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則

外国人登録法の廃止に伴い、区役所の市民課の事務分掌及び区役所の市民課等の職員の兼務に係る規定を改めることにしました。

この規則は、平成24年7月9日から施行することにしました。

### ◇北九州市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

外国人登録法の廃止に伴い、開示請求に係る本人確認手続について関係規定を改めることにしました。

この規則は、平成24年7月9日から施行することにしました。

### ◇北九州市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

1 外国人登録法の廃止に伴い、登録申請者の確認の方法に係る規定を改めることにしました。

2 印鑑登録証明書の様式を改めることにしました。

この規則は、平成24年7月9日から施行することにしました。

### ◇山九交通遺児奨学金給与規則の一部を改正する規則

外国人登録法の廃止に伴い、奨学金の給与を受けようとする者が申請書に添付しなければならない書類に係る規定を改めることにしました。

この規則は、平成24年7月9日から施行することにしました。

北九州市母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月6日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第68号

北九州市母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

北九州市母子及び寡婦福祉法施行細則（平成6年北九州市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号及び第20条第1項第1号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は外国人登録原票記載事項証明書」を削る。

付 則

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

北九州市区役所等事務分掌規則及び北九州市職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月6日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第69号

北九州市区役所等事務分掌規則及び北九州市職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則

(北九州市区役所等事務分掌規則の一部改正)

第1条 北九州市区役所等事務分掌規則(昭和43年北九州市規則第76号)の一部を次のように改正する。

第2条 市民課戸籍係の項第8号中「外国人登録」を「在留カード及び特別永住者証明書」に改め、同項第11号中「及び外国人登録の申請に伴うもの」を削る。

(北九州市職員の兼務に関する規則の一部改正)

第2条 北九州市職員の兼務に関する規則(平成8年北九州市規則第76号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「市民課及び出張所」を「市民課等」に改め、同条中第6号を削り、第7号を第6号とする。

付 則

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

北九州市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月6日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第70号

北九州市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市個人情報保護条例施行規則（平成17年北九州市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「、外国人登録証明書」を削り、「住民基本台帳カード」の次に「、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書」を加え、同条第2項中「又は外国人登録原票の写し」を「その他その者が当該複写した書類に記載された本人であることを確認するため実施機関が適当と認める書類」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の北九州市個人情報保護条例施行規則（以下「新規則」という。）第8条第1項第1号及び同条第2項の規定の適用については、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号。以下「改正法」という。）第2条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「新入管法」という。）第19条の3に規定する中長期在留者が所持する改正法第4条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和27年法律第125号。以下「旧外国人登録法」という。）第5条第1項に規定する外国人登録証明書（以下「外国人登録証明書」という。）は新入管法第19条の3に規定する在留カード（次項において「在留カード」という。）と、旧外国人登録法第4条第1項に規定する特別永住者が所持する外国人登録証明書は改正法第3条の規定による改正後の日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書（次項において「特別永住者証明書」という。）とみなす。
- 3 前項の規定により、外国人登録証明書が在留カードとみなされる場合にお

けるその有効期間は改正法附則第15条第2項各号に定める期間とし、外国人登録証明書が特別永住者証明書とみなされる場合におけるその有効期間は改正法附則第28条第2項各号に定める期間とする。

- 4 新規則第8条第2項の規定の適用については、旧外国人登録法第4条第1項に規定する外国人登録原票の写しは、それが作成された日から起算して30日を経過するまでの間は、新規則第8条第2項に規定する実施機関が相当と認める書類とみなす。

北九州市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月6日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第71号

北九州市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市印鑑条例施行規則（昭和38年北九州市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第1条中「又は登録地」を削る。

第2条第2項を次のように改める。

- 2 区長は、登録申請者が自ら出頭して申請した場合において、官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書その他区長が適当と認める身分証明書であって本人の写真に割印、浮出しプレス等の契印その他の偽造防止の措置が施されているものにより確認することができるときは、前項の方法を省略することができる。

第2号様式（その1）から第2号様式（その4）までの規定及び第5号様式中「B5」を「A4」に改める。

第8号様式を次のように改める。



第 8 号様式（第 1 0 条関係）

<b>印鑑登録証明書</b>											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="text-align: center;">印 影</td></tr><tr><td style="height: 80px;"></td></tr></table>	印 影		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 30%; text-align: center;">氏 名</td><td></td></tr><tr><td style="text-align: center;">氏名のカタカナ表記</td><td></td></tr><tr><td style="text-align: center;">生 年 月 日</td><td></td></tr><tr><td style="text-align: center;">住 所</td><td></td></tr></table>	氏 名		氏名のカタカナ表記		生 年 月 日		住 所	
印 影											
氏 名											
氏名のカタカナ表記											
生 年 月 日											
住 所											
<p>上記の印影は、印鑑票に登録されている印影の写しに相違ないことを証明する。</p>											
<p>年 月 日 北九州市 区長</p>											
<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="text-align: center;">印</td></tr></table>		印									
印											

(日本工業規格A4)

付 則  
この規則は、平成 2 4 年 7 月 9 日から施行する。

山九交通遺児奨学金給与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月6日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第72号

山九交通遺児奨学金給与規則の一部を改正する規則

山九交通遺児奨学金給与規則（昭和44年北九州市規則第70号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「又は外国人登録済証明書」を削る。

付 則

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

北九州市告示第271号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成24年7月6日

北九州市長 北 橋 健 治

1 病院及び診療所（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
井形クリニック	北九州市小倉北区馬借三丁目3番37号	平成24年7月1日

2 調剤（育成医療、更生医療及び精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
サンキュードラッグ下津薬局	北九州市小倉北区下到津五丁目8番24-101号	平成24年7月1日

3 調剤（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
あさの薬局	北九州市小倉北区浅野二丁目18番15号	平成24年7月1日

北九州市告示第272号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から辞退の届出があったので、同法第69条第3号の規定により次のとおり告示する。

平成24年7月6日

北九州市長 北橋健治

1 病院又は診療所（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	辞退理由	辞退年月日
井形クリニック	北九州市小倉北区馬借三丁目3番37号	開設者変更のため	平成24年6月30日

2 調剤（育成医療、更生医療及び精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	辞退理由	辞退年月日
株式会社セントラル調剤薬局	北九州市八幡西区八千代町13番11号	閉局のため	平成24年6月1日

北九州市告示第 273 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州市立黒崎文化ホールにおける使用料の徴収事務を次のとおり委託した

。

平成 24 年 7 月 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社黒崎コミュニ ティサービス	北九州市小倉北区米町 二丁目 2 番 1 号	平成 24 年 7 月 1 日か ら平成 25 年 3 月 31 日まで

## 北九州市公告第449号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年7月6日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 委託内容

- (1) 業務名 平成24年度固定資産（土地）現況把握調査補助資料作成業務
- (2) 履行の内容等 入札説明書及び仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 平成24年7月23日から平成25年2月28日まで
- (4) 成果品納入場所 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市財政局税務部固定資産税課
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 有資格者名簿に登載されている契約の相手方所在地が北九州市内にあること。
- (4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) この公告の日の前3年間に地方税法第408条に基づく固定資産（土地）の実地調査に関する補助業務を地方自治体等の官公庁から受託した実績のあること。

### 3 入札の場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時

- ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市財政局税務部固定資産税課
- イ 日時 公告の日から平成24年7月19日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後5時まで

ウ 入札説明書及び仕様書の交付  
アにおいて無償で交付する。

(2) 入札説明会の場所及び日時

- ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所本庁舎15階15A会議室

イ 日時 平成24年7月13日午前10時

ウ 途中入場は認めない。

(3) 仕様書に対する質問

入札説明会後において、仕様書に対する質問がある場合は次のとおり書面により提出すること。なお、書面はファックス又は電子メールによるものも受け付ける。

ア 場所 第1号アの場所と同じ

イ 期限 平成24年7月17日午後5時までに必着のこと。

ウ 質問書に対する回答は、入札説明会に参加した者に平成24年7月18日にファックス又は電子メールで回答する。

(4) 入札及び開札の場所及び日時

- ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所本庁舎地下2階第5入札室

イ 日時 平成24年7月20日午前10時

4 競争入札参加資格の確認

この一般競争入札に参加を希望する者は、所定の期日までに、下記実績資料を提出し確認を受け、入札説明会に参加しなければならない。

(1) 実績資料 第2項第5号に該当する実績を明記し、履行を確認することができる書面又は契約書の写しを添付すること。

(2) 提出期間、場所及び方法

ア 提出期間 公告の日から平成24年7月11日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市財政局税務部固定資産税課

ウ 提出方法 資料は持参するものとする。

(3) 競争入札参加資格の確認の結果は、平成24年7月12日までに通知する。

(4) その他

提出された資料は返却しない。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札金額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市財政局税務部固定資産税課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2035

FAX 093-582-8611



北九州市公告第450号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成24年7月6日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量  
浅川中学校仮設校舎等の借入れ 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市教育委員会事務局総務部施設課  
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成24年6月13日
- 4 落札者の名称及び住所  
大和リース株式会社北九州営業所  
北九州市小倉北区京町三丁目14番11号
- 5 落札金額  
7,875万円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札を公告した日  
平成24年6月1日
- 8 落札方法  
最低価格による。

北九州市公告第451号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成24年7月6日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量  
北九州市総合保健福祉センター電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市保健福祉局総合保健福祉センター管理課  
北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成24年5月18日
- 4 落札者の名称及び住所  
九州電力株式会社 北九州お客さまセンター  
北九州市小倉北区米町二丁目3番1号
- 5 落札金額  
3,015万6,284円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
平成24年3月23日
- 8 落札方法  
最低価格による。

北九州市上下水道局告示第20号

北九州市下水道条例（昭和39年北九州市条例第39号）第8条に規定する排水設備指定工事店を次のとおり指定した。

平成24年7月6日

北九州市上下水道局長 吉田 一彦

指定番号	工事店名 代表者	所在地	指定の有効期間
8093	泉住設 田端由季絵	福岡市西区横浜一丁目20番25号	平成24年7月1日 から平成29年5月 31日まで
2097	優設工 野村拓朗	北九州市小倉北区泉 台三丁目29番1- 504号	平成24年7月1日 から平成29年5月 31日まで

北九州市上下水道局告示第21号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第25条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

平成24年7月6日

北九州市上下水道局長 吉 田 一 彦

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	指定年月日
N-133	株式会社 八幡道路	岡本英藏	北九州市八幡西区 棕枝二丁目10番 43号	平成24年 7月1日
W-043	株式会社 永津建設	田淵一雅	北九州市若松区高 須南一丁目2番6 0号	平成24年 7月1日
M-141	株式会社 戸高産業	戸高直哉	北九州市小倉南区 大字石原町646 番地の10	平成24年 7月1日